

○ 総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに電気通信事業法電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に

掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後		改 正 前
第二条　（用語）			
2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			
【一～三　略】			
四　特定移動通信役務　法第十二条の二第四項第三号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務			
【五～八　略】			
（登録の更新）			
第三条　（用語）			
2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			
【一～三　略】			
四　特定移動通信役務　法第十二条の二第四項第一号ニに規定する特定移動端末設備と接続される伝送路設備を用いる電気通信役務			
【五～八　同上】			
（登録の更新）			
第四条　（用語）			
2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。			
【一～八　略】			
3　法第十二条の二第二項において準用する法第十条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。			
【一～八　略】			
九　法第十二条の二第一項の規定による登録の更新を受けようとする事由、当該事由が生じた日等に関する様式第四の二による書類			
十　前号の事由が、申請者がその特定関係法人（特定電気通信事業を営むものに限る。以下この号及び次号において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人から分割により特定電気通信事業の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類			
イ　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し			
ロ　合併又は分割の条件に関する説明書			
十一　第九号の事由が、申請者の特定関係法人が申請者に特定電気通信事業の全部又は一部を譲渡したときである場合には、次に掲げる書類			
イ　譲渡したときに関する契約書の写し			
ロ　譲渡価額の算出の根拠その他譲渡しの実施に関する細目を記載した書類			
十二　第九号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類			
イ　合併に関する契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し			
ロ　合併又は分割の条件に関する説明書			
十三　（十七）　【略】			
十八　第九号の事由が、法第十二条の二第一項第一号、第二号又は第四号によるものである場合			
【新設】			
十九　前号の事由が、申請者がその特定関係法人以外の者（特定電気通信設備を設置する者に限る。以下この項において同じ。）と合併（合併後存続する法人が申請者である場合に限る。）をしたとき又はその特定関係法人以外の者から分割により電気通信事業（当該特定電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業に限る。次号において同じ。）の全部若しくは一部を承継したときである場合には、次に掲げる書類			
イ　【同上】			
ロ　【同上】			
二十　（十五）　【同上】			

合には、次のイ又はロに掲げる電気通信事業者によるそれぞれ当該イ又はロに定める規定の遵守に関する研修の実施状況を記載した書類（当該研修を実施していない場合においては当該研修の実施計画を記載した書類）

イ 法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者 法第三十条第四項並びに第三十一

条第一項 第二項及び第五項の規定

十九・二十 「略」

（特定電気通信事業）

第四条の二の三 法第十二条の二第四項第一号の総務省令で定める電気通信事業は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める電気通信事業とする。

一 法第九条の登録を受けた者が法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人である場合 同条第三項第二号の指定に係る電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が當るものに限る。）

二 法第九条の登録を受けた者が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者たる法人である場合 全ての電気通信事業（電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者が當るものに限る。）

2 前項各号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除に係る法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者たる法人にその旨を通知するものとする。

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三 法第十二条の二第四項第二号の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2 法第十二条の二第四項第三号ロの規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

〔一・二 略〕

2 法第十二条の二第四項第三号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

十六・十七 「同上」

〔新設〕

（特定電気通信設備の基準等）

第四条の三 法第十二条の二第四項第二号の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。以下同じ。）及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について十分の一とする。この場合において、電気通信回線の数は、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度、芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。

2 法第十二条の二第四項第二号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

第四条の四 法第十二条の二第四項第二号の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、次に掲げる無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。

〔一・二 同上〕

2 法第十二条の二第四項第二号ニの総務省令で定める割合は、百分の三とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同号ニの同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。

「一〇三 略」

3 法第十二条の二第四項第三号二の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合）

第二十二条の五 法第三十一条第一項ただし書の電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において、当該電気通信事業者の法第三十一条第一項各号に掲げる者であつて、特定関係事業者の同項各号に定める者を兼ねるもののが非公開情報（当該電気通信事業者の電気通信事業に関する公開されていない情報（他の電気通信事業者及び利用者に関する情報に限る。））をいう。第二十二条の七において同じ。

二 特定関係事業者において、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の法第三十一条第一項各号に掲げる者であつて、当該特定関係事業者の同項各号に定める者を兼ねるもののが当該特定関係事業者の電気通信事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

（重要な役割を担う従業者）

第二十二条の六 法第三十一条第二項の総務省令で定める要件は、特定関係事業者の従業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 特定関係事業者の電気通信事業の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの

二 電気通信業務に関して知り得た他の電気通信事業者及び当該電気通信業務の利用者に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（前号に該当するものを除く。）

（電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要な業務）

第二十二条の七 法第三十一条第二項の電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な運営が特に必要な業務として総務省令で定めるものは、非公開情報を入手することができる業務とする。

（他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由）

第二十二条の八 法第三十一条第五項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

（電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引）

第二十二条の九 法第三十一条第五項第三号の総務省令で定める電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業に係る建物その他の工作物（第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備を設置するための通信機械室に限る。）の利用（電気通信設備の設置のための利用に限る。第二十二

「一〇三 同上」

3 法第十二条の二第四項第二号二の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる特定電気通信設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二条の五 法第三十一条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

（他の電気通信事業者に不利な取扱いをするやむを得ない理由）

第二十二条の六 法第三十一条第二項ただし書の総務省令で定めるやむを得ない理由は、他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあることとする。

〔新設〕

条の十一第一号二において同じ。)に係る取引であつて、当該電気通信事業者の通常の条件に比して特定関係事業者に有利な条件で行われる取引とする。

(体制の整備等)

第二十二条の十一 法第三十一条第八項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

「一～十六 略】

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二条の十一 法第三十一条第十項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 法第三十一条第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

〔1〕～〔4〕 略】

〔口・ハ 略〕

二 第一種指定電気通信設備との接続に必要な設備を設置している通信機械室の利用に係る取引(イに掲げるものを除く。)の条件の設定その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容

二 法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社(法第三十一条第十一項第二号に規定する子会社(同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下この号において同じ。)に委託した場合における当該子会社(以下この号において「監督対象子会社」という。)ごとの次に掲げる事項

〔1〕～〔3〕 略】

四 監督対象子会社の総株主(法第三十一条第一項第一号に規定する総株主をいう。)

又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

五 自己の役職員であつて監督対象子会社の役員を兼ねている者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

口 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第五項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対し行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び第三十一条第五項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 法第三十一条第八項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項とし

(体制の整備等)

第二十二条の八 法第三十一条第六項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

「一～十六 同上】

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十二条の八 法第三十一条第八項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

一 法第三十一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 「同上】

〔1〕～〔4〕 同上】

〔口・ハ 同上】

〔新設〕

二 法第三十一条第三項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次に掲げる事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社(法第三十一条第五項に規定する子会社(同項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下この号において同じ。)に委託した場合における当該子会社(以下この号において「監督対象子会社」という。)ごとの次に掲げる事項

〔1〕～〔3〕 同上】

四 監督対象子会社の総株主(法第三十一条第五項に規定する総株主をいう。)又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合

五 「同上】

口 監督対象子会社ごとの、当該会社が法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対し行つた監督の方法及びその実施状況

ハ 監督対象子会社ごとの、当該会社に委託をした業務に関する法第三十条第四項各号及び第三十一条第二項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容

三 法第三十一条第六項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項とし

て次に掲げる事項

〔イ～ヌ 略〕

ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第八項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容
（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十一條の十一 法第三十一条第一項第一号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行つ。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けたことなる電気通信事業者ごとの血を通知するものとする。

（総務大臣が整理し、公表する情報）

第二十五條の十 法第三十九條の一第四号の総務省令や定める情報は、次に掲げる情報とする。

〔一・二 略〕

二 法第三十一条第四項及び第七項の規定による命令、同条第十項の規定による報告並びに同条第十一項第一号の規定による指定に関する命令及び同条第八項の規

〔四～六 監〕

様式第4の2（第4条の2第3項第9号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1 登録の更新を受ける事由
2 1の項の事由が生じた日
3 合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別
4 合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名
5 合併等の理由
6 法第12条の2第1項第7号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名
7 申請者の特定関係法人となつた事由
参考事項

注1 1の項については、法第12条の2第1項各号に掲げる事由の別を記載すること。

〔削る〕

て次に掲げる事項

〔イ～ヌ 回上〕

ル イからヌまでの措置のほか、法第三十一条第六項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容

〔新設〕

（総務大臣が整理し、公表する情報）

第二十五條の十 〔回上〕

〔一・二 回上〕

二 法第三十一条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による命令及び同条第八項の規定による報告に関する命令及び同条第八項の規

〔四～六 回上〕

様式第4の2（第4条の2第3項第9号関係）

電気通信事業の登録の更新を必要とする事由等

1 登録の更新を受ける事由
2 1の項の事由が生じた日
3 新たに指定をされた電気通信設備の種別
4 合併若しくは分割による電気通信事業の全部若しくは一部の承継又は電気通信事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「合併等」という。）の事由の別
5 合併等の当事者の住所、名称及び代表者の氏名
6 合併等の理由
7 法第12条の2第1項第4号の事由の発生に係る当事者の住所、名称及び代表者の氏名
8 申請者の特定関係法人となつた事由
参考事項

注1 〔同左〕

2 3の項については、法第12条の2第1項第1号の事由に該当する場合に、法第33条第1項の規定によるもの又は法第34条第1項の規定によるものの別を記載すること。

2 3の項から5の項までについては、法第12条の2第1項第1号から第6号までに該当する場合に記載すること。

3 6の項及び7の項については、法第12条の2第1項第7号に該当する場合に記載すること。

3 4の項から6の項までについては、法第12条の2第1項第1号から第3号までに該当する場合に記載すること。
4 7の項及び8の項については、法第12条の2第1項第4号に該当する場合に記載すること。

4 注記すべき事項がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第4の3 (第4条の2第3項第14号関係)

[略]

様式第16 (第22条の11関係)

禁止行為等規定遵守措置等報告書

[略]

電気通信事業法第31条第10項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

[注略]

様式第16 (第22条の8関係)

禁止行為等規定遵守措置等報告書

[同左]

電気通信事業法第31条第8項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。

[注同左]

趣旨

概要の記載及び文書提出の申請書類を立した際記載欄を述べた後は注記欄。

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄のように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(会社に係る目的達成業務の届出)

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第二項の規定により会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一～四 略〕

（地域電気通信業務等から除かれる電気通信役務の用に供する電気通信設備）

第一条の二 法第二条第三項第一号イの総務省令で定める伝送路設備は、次に掲げる電気通信役務以外の電気通信役務の用に供するものとする。

- 一 電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十三号の二に規定するローカル5Gサービス
- 二 電気通信事業報告規則第一条第二項第十五号に規定する公衆無線LANアクセサリービス
- 三 その他総務大臣が別に告示する電気通信役務

法第二条第三項第一号ロの総務省令で定める電気通信設備は、専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備とする。

（地域会社に係る目的達成業務等の届出）

第二条 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は法第二条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出をしようとするときは、同号に掲げる業務の開始の日から起算して十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容
 - 二 業務の開始の日
 - 三 業務を営む理由
- 二 業務を営む理由
 - （活用業務から除く業務）
- 三 業務を営む理由
 - （活用業務から除く業務）

第二条の四 法第二条第七項の総務省令で定める業務は、放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第二条第一号に規定する放送の業務とする。

(目的達成業務の届出)

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第二項及び第四項第一号の規定により会社及び地域会社の目的を達成するために必要な業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

〔一～四 同上〕

〔新設〕

（地域会社が法第二条第三項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務の届出）

第二条 地域会社は、法第二条第四項第二号の規定により地域電気通信業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の七日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容及び区域
- 二 業務の開始の日

- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法

五 業務を営む理由

第二条の四 地域会社は、法第二条第六項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの届出をしようとするときは、当該業務の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記

載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 業務の内容

二 業務の開始の日

三 業務の収支の見込み

四 所要資金の額及びその調達方法

五 業務を営む理由

六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要

七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置

〔届出書に記載された事項の公表〕

第二条の五 地域会社は、法第二条第八項の規定による届出をしようとするときは、活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに、様式第一の届出書に、実施基準（法第二条第八項に規定する実施基準をいう。以下同じ。）（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）を添えて提出しなければならない。

〔実施基準の記載事項〕

第二条の六 実施基準には、法第二条第九項に規定する必要な内容として次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 業務の概要
- 二 業務の実施方法
- 三 業務の収支計画の方針
- 四 所要資金の調達方針

五 活用する設備若しくは技術又は職員の概要

六 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内において営まれることを確保するための措置に関する次に掲げる事項

イ 活用業務を営むに当たつて地域会社が構築するネットワークの利用における同等性を確保するための講ずる措置

ロ 活用業務に用いるネットワーク（他の電気通信事業者が同様の業務を営む場合に必要となるものに限る。）に関する情報の提供を適正に行うために講ずる措置

ハ 他の電気通信事業者が活用業務と同様の業務を営むに当たつて必要不可欠な情報（地域会社が保有するものに限る。）がある場合には、当該情報の提供を適正に行うために講ずる措置

二 活用業務に係る営業活動において、地域電気通信業務に際して知り得た情報（他の電気通信事業者に関する情報その他の電気通信事業者間の適正な競争関係の確保のためその公正な取扱いが求められるものに限る。）の目的外利用その他の不公正な行為を防止するための体制を整備する措置

ホ 活用業務に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して整理する措置

ヘ その他活用業務（電気通信業務に関連しない業務を除く。）を営むに当たつて他の電気通信事業者に対する公平性を確保するために講ずる措置

法第六条第五項の規定による報告は、様式第四の報告書により、前項に規定する変更があつた後速やかに総務大臣に提出して行わなければならない。

5 法第六条第六項の規定による報告は、様式第五の報告書により、会社の毎事業年度終了後三月以内に総務大臣に提出して行わなければならない。

6 法第六条第六項の総務省令で定める期間は、会社の事業年度とする。
(取締役及び監査役の就任等の届出)

第七条 法第十条第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第一による届出書により行わなければならない。

2・3 「略」

4 法第十条第二項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項（第一号に掲げる事項にあつては、住所の変更を除く。）及び第二項第一号に掲げる事項（当該変更に係る部分に限る。）を記載した様式第七による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号に掲げる書類（当該事項に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（合併、分割又は解散の決議の認可）

第九条 会社及び地域会社は、法第十一条第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第二号を除く。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

ハ 「略」

二 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 合併の場合 吸収合併後存続する法人（次号ロ及び次項第五号イにおいて「吸収合併存続会社」という。）又は新設合併により設立する法人（同号イにおいて「新設合併設立会社」という。）の商号及び住所並びに合併の方法及び条件

ロ 分割の場合 吸収分割をする法人がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該法人から承継する法人（次号ロ及び次項第五号ロにおいて「吸収分割承継会社」という。）又は新設分割により設立する法人（同号ロにおいて「新設分割設立会社」という。）の商号及び住所並びに分割の方法及び条件

ハ 「略」

二 次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める反対株主の氏名又は名称及び住所並びにその者の所有する株式の数

イ 会社が、吸収合併により消滅する会社又は吸収分割をする会社となる場合 会社法第七百八十五条第二項に規定する反対株主

ロ 「略」

ハ 会社が、新設合併により消滅する会社又は新設分割をする会社となる場合 会社法第八百六条第二項に規定する反対株主

〔新設〕

〔新設〕

（取締役及び監査役の就任等の届出）

第七条 法第十条第三項前段の規定による届出は、代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任した日から起算して十四日以内に、様式第一による届出書により行わなければならない。

2・3 「同上」

4 法第十条第三項後段の規定による変更の届出は、当該変更があつた日から起算して十四日以内に、同項第一号から第三号までに掲げる事項及び第二項第一号に掲げる事項（当該変更に係る部分に限る。）を記載した様式第二による届出書により行わなければならない。この場合において、当該届出書には、前項第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

（合併、分割又は解散の決議の認可）

第九条 会社及び地域会社は、法第十一条第一項の規定により合併、分割又は解散の決議の認可を受けようとするときは、次の事項（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号、第四号及び第五号に規定する事項に限る。）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 「同上」

イ 合併の場合 吸収合併後存続する会社（以下「吸収合併存続会社」という。）又は新設合併により設立する会社（以下「新設合併設立会社」という。）の商号及び住所並びに合併の方法及び条件

ロ 分割の場合 会社又は地域会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を会社又は地域会社から承継する会社（以下「吸収分割承継会社」という。）又は新設分割により設立する会社（以下「新設分割設立会社」という。）の商号及び住所並びに分割の方法及び条件

ハ 「同上」

二 「同上」

イ 会社が、吸収合併により消滅する会社又は吸収分割をする会社となる場合 会社法第七百八十五条第二項に規定する反対株主

ロ 「同上」

ハ 会社が、新設合併により消滅する会社又は会社法第七百六十三条第一項第一号に規定する新規分割設立株式会社が新設分割により新規分割する会社となる場合 同法第八百六条第二項に規定する反対株主

〔三・四 「略」〕

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号に掲げるものに限る。）を添えなければならない。

〔一・四 略〕

5 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める書類

〔イ・ロ 「略」〕

3 法第十一条第一項第二号の総務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が三億円を超えること。

二 最終事業年度の売上高が三十億円を超えること。

4 法第十一条第一項第三号の総務省令で定める基準は、最終事業年度の売上高が三十億円を超えるものとする。

5 法第十一条第一項第四号の総務省令で定める合併又は分割は、電気通信事業を営まない法人若しくは電気通信事業以外の事業に係る権利義務の全部若しくは一部を承継し、又は承継させるもの（会社に係るものを除く。）であつて、次の各号に掲げる基準（分割にあつては、第一号を除く。）のいずれにも達しないものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円を超えること。

二 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額（分割にあつては、当該分割に際して承継し、又は承継させる負債の額）が二百億円を超えること。

三 合併又は分割に係る事業の最終事業年度の売上高が五十億円を超えること。

四 合併又は分割に係る事業に従事する従業員の数が三百人を超えること。

〔重要な設備等の譲渡等の認可〕

第十二条 法第十三条の総務省令で定める処分は、次に掲げるものとする。

一 廃棄（現に電気通信事業の用に供されておらず、かつ、当該用に供される見込みがない場合、移転若しくは交換その他の代替となるものが確保される場合又は災害復旧の場合におけるものを除く。）

二 当事者の合意がない限り破棄又は終了することのできない契約による使用権の設定

三 法第十三条第二号の総務省令で定める建物その他の工作物及び土地は、次に掲げるものとする。ただし、現に電気通信事業の用に供されておらず、かつ、当該用に供される見込みがない場合、移転若しくは交換その他の代替となるものが確保される場合又は災害復旧の場合において譲り渡されるものを除く。

一 局舎
二 電柱
三 鋼塔
四 管路
五 どう道
六 局舎の用に供する土地

〔三・四 同上〕

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（解散の決議の認可を受けようとする場合にあつては、第一号の書類に限る。）を添えなければならない。

〔一・四 同上〕

5 次のイ及びロに掲げる場合に応じ、当該イ及びロに定める書類

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔重要な設備の譲渡等の認可〕

第十二条 地域会社は、法第十四条の規定により電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備の譲渡の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に譲渡することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 譲渡しようとする設備の内容

二 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所

三 所有权以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類

四 対価の額

五 対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件

六 譲渡の理由

2 地域会社は、法第十四条の規定により電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備を担保に供することの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に担保に供することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 担保に供しようとする設備の内容

二 権利を取得する者の氏名又は名称及び住所

三 設備を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所

3

地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物の譲渡の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該物を譲渡することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 譲渡しようとする物の内容

- 二 譲渡の相手方の氏名又は名称及び住所

- 三 所有権以外の権利の目的となつてているときは、その権利の種類

- 四 対価の額

- 五 対価の受領の時期及び方法その他の譲渡の条件

- 六 譲渡の理由

4 地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物を担保に供することとの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に当該物を担保に供することを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 担保に供しようとする物の内容

- 二 権利を取得する者の氏名又は名称及び住所

- 三 物を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名又は名称及び住所

- 四 権利の種類

- 五 担保される債権の額

- 六 担保に供する理由

5 地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物について第十二条第一項第一号に掲げる处分をすることの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に同号に掲げる处分をすることを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 第二項第一号に掲げる処分をしようとする法第十三条各号に掲げる物の内容

- 二 第二項第一号に掲げる処分に要する費用

- 三 第二項第一号に掲げる処分をする理由

6 地域会社は、法第十三条の規定により同条各号に掲げる物について第十二条第一項第二号に掲げる处分をすることの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に同号に掲げる处分をすることを証する書面を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 第二項第一号に掲げる処分をしようとする法第十三条各号に掲げる物の内容

- 二 第二項第一号に掲げる処分の相手方の氏名又は名称及び住所

- 三 対価の額

- 四 対価の受領の時期及び方法その他第十二項第一号に掲げる処分の条件

- 五 条第二項第一号に掲げる処分をする理由

様式第1（第2条の5関係）

実施基準（変更）届出書

年 月 日

総務大臣殿

郵便番号

〔新設〕

住所

名称

代表者氏名

担当部署名

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
）

法第2条第8項の規定により、別紙のとおり実施基準を定めた（変更した）ので届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第2（第2条の7関係）

活用業務実施状況等報告書

年 月 日

〔新設〕

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

代表者氏名

担当部署名

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること
。）

法第2条第11項の規定により、別紙のとおり活用業務の実施状況等を報告します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第3（第6条第2項関係）

外国人等議決権割合報告書

年 月 日

〔新設〕

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

外国人等議決権割合について、法第6条第4項の規定により、別添のとおり報告します。
注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第4（第6条第4項関係）

外国人等議決権割合変更報告書

生 且 旦

総務大臣殿

郵便番号

住所

名称

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）

電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。）

外国人等議決権割合に変更があつたので、法第6条第5項の規定により、報告します。

変更年月日	
変更の理由	
変更前の外国人等議決権割合	

注1 外国人等議決権割合は、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。
ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないとときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下のみで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第5（第6条第5項関係）

[新設]

[新設]

外国人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況報告書

総務大臣殿

年 月 日

郵便番号

住所
名称

担当部署名（担当部署がある場合は、名称を記載すること。）
電話番号及び電子メールアドレス（連絡のとれる電話番号及び電子

メールアドレスを記載すること。

なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号

及び電子メールアドレスを記載

すること。）

法第6条第6項の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの間の外国人等議決権割合に係る規定の遵守のため講じた措置の実施状況について、次のとおり報告します。

関係職員の知識の取得及び向上を図るために必要な研修その他の措置の実施状況

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とすること。

様式第6（第7条第1項関係）

〔略〕

様式第7（第7条第4項関係）

〔略〕

様式第1（第7条第1項関係）

〔同左〕

様式第2（第7条第4項関係）

〔同左〕

備考 標印の記載及び対象規定の重複線を付した標記部分を斜く手書きにてした傍線（下線を付す。）せ注記である。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年〇月〇日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日から三十日を経過する日までに、地域会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項第一号に規定する地域会社をいう。次項において同じ。）が改正法第三条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第八項の規定による届出をしようとする場合における第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の五の規定の適用については、同条中「活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

3 この省令の施行の際に地域会社が営んでいた改正法第三条の規定による改正前の日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第六項の規定に基づく電気通信業務その他の業務についての第二条の規定による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の五の規定の適用については、同条中「活用業務（同条第七項に規定する活用業務をいう。以下同じ。）の開始の日の三十日前までに」とあるのは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和八年総務省

令
第

号) の施行の日から三月以内に」とする。